

◎新潟県訓令第10号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。ただし、第1号の表土木部都市局営繕課県央基幹病院建設現場事務所の項を加える改正は、令和3年6月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) 本庁関係のもの	(1) 本庁関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
<u>福祉保健部地域医療</u> (略)	<u>福祉保健部医務薬事</u> (略)
<u>政策課放射線検査室</u>	<u>課放射線検査室</u>
(略)	(略)
<u>土木部都市局営繕課</u> <u>三条市上須頃1200番地（1</u>	<u>土木部都市局営繕課</u> <u>十日町市寿町3丁目3番地</u>
<u>県央基幹病院建設現</u> <u>－1街区）</u>	<u>十日町病院改築現場</u> <u>14</u>
<u>場事務所</u>	<u>事務所</u>
出納局管理課新潟分 (略)	出納局管理課新潟分 (略)
室 (略)	室 (略)
(2) 地域機関関係のもの	(2) 地域機関関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
(略)	<u>新潟地域振興局企画</u> <u>東蒲原郡阿賀町津川1861番</u>
(略)	<u>振興部津川駐在所</u> <u>地1</u>
(略)	(略)
(略)	<u>東京事務所表参道分</u> <u>東京都渋谷区神宮前4丁目</u>
(略)	<u>室</u> <u>11番7号</u>
(略)	(略)